

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成28年2月23日（火）午後2時00分から午後4時10分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室（5階）
- 3 出席者
司会者 寺 澤 真由美（山形地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 林 欣 寛（山形地方裁判所裁判官）
検察官 吉 川 浩 平（山形地方検察庁次席検事）
弁護士 安孫子 俊 彦（山形県弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番

【議事概要】

1 自己紹介及び裁判員裁判に参加した全般的な印象等

（司会者）

本日は、お忙しい中、この意見交換会にご出席くださり、ありがとうございます。
私は、司会を務めます裁判官の寺澤です。

さて、裁判員制度が施行されてから6年9か月が経過し、当庁でもこれまで50件の裁判員裁判が実施されています。裁判終了後の記者会見やアンケートにおいては、裁判員経験者の方から、参加してよかった、貴重な経験であったなどという声が聞かれ、概ね順調に運用されているものと考えております。

一方、最高裁判所が行った平成26年度の裁判員制度の運用に関する意識調査によれば、87パーセント余りの国民が裁判員裁判への参加を消極的に感じている状況にあります。

そこで、本日もご出席の裁判員経験者の皆様には、国民が安心して参加できるよう、より良い裁判員裁判の実現に向けて、率直な意見や感想をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

（弁護士）

山形県弁護士会の弁護士の安孫子と申します。本日は貴重な機会をいただきまし

てありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(検察官)

山形地方検察庁次席検事をしております吉川と申します。本日は裁判員経験者の皆様との意見交換会という貴重な機会に参加させていただきまして、大変ありがたく思っております。本日の結果を踏まえ、今後の裁判員裁判においてより良い分かりやすい裁判ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、是非率直なご意見を伺えたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(裁判官)

山形地方裁判所の刑事部の裁判官の林と申します。本日は貴重な意見交換の機会なので楽しみにしておりました。今日はよろしく願いいたします。

(司会者)

続きまして、裁判員経験者の方についてご紹介をし、更に裁判員として経験された感想について、簡単にお伺いしたいと思います。ではまず1番の方の紹介ですが、1番の方が担当された事件は、生後間もない実の子に暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事案です。これは自白事件で審理としては3日間、5日目に判決したという経過です。では、感想などをよろしく願いします。

(裁判員経験者1)

私は補充裁判員だったのですが、まず大分体力がいるなという感じがしました。また、選任の説明のときに何月の事件ですよという話があったのですが、随分長い間かかって裁判になるんだなという感じでした。周りのみんなに、こういうのがあるんですよという話をしたら、是非行って、意見交換の中身をよく勉強してこいと言われたので参加しました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方が担当された事件は、大学の同級生であった被害者を殺害したという殺人の事案です。この事件については責任能力について争いがありました。審理は4日間、6日目に判決という経過です。では2番の方、感想などをお願いいたします。

(裁判員経験者2)

参加しているときは、とても長く感じたのですが、今になって振り返ってみるとあっという間だったなというのが正直なところです。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方が担当された事件は、同居中の実の母を殺害

し、死体を押入れに遺棄したという殺人、死体遺棄の事案です。この事件については、争点が複数あり、犯人性、殺意、責任能力について争いがありました。審理としては4日間、7日目に判決という経過です。では3番の方、感想などをお願いいたします。

(裁判員経験者3)

事件から3年後というような裁判だったのですが、初日は、聞いているだけでもものすごいストレスを感じたのですが、裁判官からいろいろアドバイスをいただきながら、二日目からは、何とか審理を聴くことができました。2週間という期間だったのですが、いろんな問題に関しても、裁判官からアドバイスをいただきながら今回の裁判に参加することができたなと思っています。終わってみて、やはり裁判員制度についてすごく理解できましたし、周囲の人たちにも機会があったら参加してもらいたいと思っています。大変貴重な経験をさせていただいたと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。4番、5番の方は同じ事件を担当していただきました。家族と一緒に生活していた自宅に放火したが、未遂に止まったという現住建造物等放火未遂の事案です。この事件につきましては、自白事件で、審理2日間、そして4日目に判決という経過です。では、4番の方から感想などをお願いいたします。

(裁判員経験者4)

裁判員裁判に関しては、もし当たればやってみたいなとは思っていましたが、実際始まってみるとすごい緊張しました。事件の大小といたらおかしいですけど、被告人も全面的に認めているというような事件だったので、進行自体も大分素人にも分かりやすい言葉で、順調に進んで終われたんじゃないかなと思っています。大変貴重な体験ができたと思っています。

(裁判員経験者5)

裁判所に来ること自体がほとんどないものですから、最初は、どういったものなのかと緊張してきました。で、裁判をやっている途中ですね、ロッカーの鍵をもらいに行ったときとか、帰り際に、裁判所の方が本当にこう、お疲れ様でしたということで深々と頭を下げてください、大事にされているといたらおかしいですけど、裁判員に対しての気配りとか心配りを非常に感じました。あと、裁判官と一緒に昼食をとってくださりまして、非常に我々に対して気を遣ってくれているのかなというところが感じられました。本当に裁判員という貴重な体験をさせていただいたということに関しては感謝しています。

2 審理についての感想・意見

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

それでは、審理に関して感想やご意見などを伺っていきたくと思います。まず、冒頭陳述についてです。冒頭陳述につきましては、検察官、弁護人ともに、どこが争点となっているか、自分たちの主張したい点はどういう点か、そのためにはどういう立証活動を行っていく予定かなどといったことを、審理の最初に裁判員や裁判官に理解してもらうために様々な工夫をしていると聞いております。では、ここで当事者の検察官と弁護人から直接、どういう工夫をしているかという点について補足があれば伺いたくと思います。では検察官からお願いいたします。

(検察官)

先ほどご紹介がありましたように、検察官の冒頭陳述は、この事件はこういう事案で争点はこうです、その争点を判断していただくために私たち検察官はこのような事実を証拠によって明らかにしていきます、という、いわば予告編としてやっております。予告編ということで、事前に皆様に審理の大枠を知っていただくのが目的ですから、情報量が多すぎても少なすぎても良くないと、過不足のない量の情報をお伝えしなければと、そういう注意をしているところでございます。皆様がご担当された事件の冒頭陳述について、例えば、この点は事前に知らされていれば良かったと後になって感じたとか、その他何でもご感想をお聞かせ願いたいと思っております。また、全体としてみた検察官の主張立証が分かりやすかったかどうかについても、ご感想、ご意見をいただければと思います。

(弁護士)

弁護人側としては、冒頭陳述というのは、被告人側から見た全体像、証拠調べにおけるポイントがどこにあるかを最初に示す場というふうに考えていますが、その辺をちゃんと理解していただいた上で審理に入っていただけているのかなというのが、弁護人側としては一番関心があるところですので、その辺を率直にお聞かせいただければと思っております。

(司会者)

2番の方の事件については冒頭で紹介させていただきましたが、「責任能力」という、我々裁判官でもなかなか判断が難しい点が争点となっていたのですが、検察官、弁護人それぞれの冒頭陳述を聞いて、どういう点が争点になっているかとか、内容についてどのあたりまで理解できたかという点について、何かご記憶なりご意

見があればお願いしたいと思います。

(裁判員経験者 2)

ちょっと前のことなので記憶がないところもあるのですが、今思い出したところでは、とても分かりやすかったなというのが正直な印象です。大体事件の概要は新聞などでも知っていたのですが、実際どういったところがポイントになるのかというのを、検察官や弁護人からそれぞれ分かりやすく説明していただいたのと、言葉だけ聞いては理解していたつもりでも実際後で自分で考えてみると、これ何だったかなというように分からなくなってしまう部分もあったんですが、いただいた資料がとても分かりやすくポイントをまとめていただいていたので自分の頭の整理にも役立ちましたし、それを見ることによって視覚的にも情報を得られたので、とてもスムーズにその事件に入っていったかなと自分では思っています。一番大事な入りのところで分かりやすい説明をしていただいたのと、いただいた資料がとても役に立ったなというのが正直な印象です。

(司会者)

検察官から、情報量としてどうかという質問がありましたが、2番の方が経験された事件の検察官と弁護人の冒頭陳述については、情報量としてはどうのご感想でしょうか。

(裁判員経験者 2)

情報量としては、私にとっては十分でした。純粹に素人として知りたいと思っていた情報が資料に入っていたのと、資料の補足のよう形で説明していただき、弁護人や検察官から言葉として情報を得ることができましたので、情報量は私としては適切だったなと思っています。

(司会者)

参考までに、2番の方が担当された事件の冒頭陳述は、検察官がA3で1枚、弁護人も同じくA3で1枚でした。

では、3番の方にも同じ質問をさせていただきますが、3番の方の事件につきましては、責任能力だけではなく更に他の争点もありました。冒頭陳述を聞いての自分の理解についてはどういったものだったのでしょうか。

(裁判員経験者 3)

審理の段階でいろいろ教えていただいたわけですが、検察官と弁護人の資料は大変分かりやすい内容でした。先ほど2番の方もおっしゃっていましたが、補足として、検察官や弁護人から説明もありましたので、これから審理に臨んでいくために

は十分過ぎる資料でした。

(司会者)

3番の方は冒頭陳述も理解されたということですが、あえて言うと更にこういう点をもう少し工夫なり改めれば、より冒頭の段階でも理解できたなと思う点があれば教えていただけますか。

(裁判員経験者3)

そういったことはないです。資料で十分理解できました。大変分かりやすかったです。

(司会者)

5番の方が担当された事件について思い出していただきたいのですが、この事件については検察官が冒頭陳述でそれほど細かく事件のいきさつなどを説明せず、この点については、これから行われるご家族のお話を聞いてください、などということとで説明をしていましたね。

(裁判員経験者5)

A4の用紙1枚だったと思います。それに事件のことが書いてありまして、非常に分かりやすくまとまっていたなという印象が残ってます。その後の証人のときなどもそれを見ながら使えたものですから、非常に参考になりました。

(司会者)

同じ事件について、4番の方に弁護人の冒頭陳述の点を聞きたいのですが、確か弁護人は口頭でおっしゃって、とくに紙としてメモなどは配布されなかったと思うんですが、その点について何か感想はありますか。

(裁判員経験者4)

やはり素人に分かりやすく説明するということがあると思うので、紙としてはないけれども、すごく分かりやすかったなという印象があります。弁護人も検察官も、情報量としても、頭にすっと入ってくるような分かりやすいものになっていたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

(弁護士)

4番の方にお聞きします。弁護人側で最終的に資料は配布しなかったのですが、審理途中で、資料があつたらなと思うときはなかったでしょうか。

(裁判員経験者4)

やはり、あればなお良かったんじゃないかなという部分ではありますが、でも、ないという前提で分かるようにと考えてお話されていると思うので、それで十分理解できた記憶があります。

(弁護士)

ありがとうございます。

(2) 証拠の取調べについて

ア 被告人質問（証人尋問）か供述調書朗読かによる分かりやすさ

(司会者)

冒頭陳述に続いて証拠調べというものが行われます。書類を取り調べたりもしましたし、証人がいれば証人から話を聞き、被告人から話を聞く。そういう手続が行われたわけですが、その点についていくつか意見をお伺いしたいと思います。

まず、現在行われている裁判では、被告人や関係者の話をまとめた供述調書がある場合でも、まずは法廷で被告人や関係者の話を直接皆様方に聞いてもらい、その後必要がある場合には更に供述調書を取り調べるという運用を一般的には行っています。この点について林裁判官から趣旨説明をさせていただきます。

(裁判官)

今回の事件に関しては、すべての事件において、証人や被告人から直接事件に関する話を聞き、これを踏まえて判決をしました。

ところで、証人で出廷した関係者や被告人は、裁判を受ける前に警察や検察庁で取調べを受けております。そして、取調べの際に話したことは、話を聞いた警察官や検察官が供述調書という書類にまとめております。

そして、当初は、事件のポイントになる方についても、法廷で直接話をうかがうのではなく、検察官に供述調書を朗読してもらおうという形をとっていましたが、そのような事件の場合、裁判員の方から、関係者から話を聞きたかったという感想を述べられる事案が少なからずありました。

今回の事件では、供述調書をまず取り調べるのではなく、被告人はもちろん、判断をする上で重要な関係者の方には、法廷でお話をうかがうような手続としました。これは、供述調書を検察官に朗読してもらうより、検察官や弁護人からの質問を通して証人や被告人の話を聞いた上、分からない点は証人や被告人に直接質問するという方法をとる方が、裁判員の皆様にとって事件の理解が容易と考えたため、このような方式とさせていただきました。

(司会者)

1 番の方にお伺いします。被告人質問の話ですが、1 番の方が担当された事件については、被告人の口がやや重かった印象があり、そういう関係で被告人質問に時間を要していたかと思えます。その点についていかがだったでしょうか。そうだったら書類を取り調べた方がよかったとか、やはり被告人の話の直接聞いてよかったとか、いろんな感想があるかと思えますが、率直なご意見をお願いします。

(裁判員経験者 1)

資料だけではやはり自分の考えをまとめることがなかなか難しいなという感じがありましたので、被告人本人が話されたことによって、被告人のことをよく理解することができて、大変よかったんじゃないかと思えます。

(司会者)

ありがとうございました。

5 番の方が担当された事件についても、これは男性被告人でしたが、この方も若干口が重くて、被告人質問にそれなりの時間がかかっていたと思えますが、いかがでしたでしょうか。

(裁判員経験者 5)

被告人の方が本当に口が重くて、質問してから答えるまで5分間とか、10分近く無言のようなことがあったんですね。そういったところは、質問が何だったんだっけなという感じで質問を忘れてしまうような感じがありました。証人尋問に關しましては、はきはきしていましたので、はっきりと理解できました。

(司会者)

被告人質問としてはかなりゆったり進んだわけですが、それについて、むしろこういう方法が良かったとか、それでも被告人の話しぶりも含めて判断できたから良かったとか、そのあたりの感想いかがでしょうか。

(裁判員経験者 5)

裁判長からもうちょっと早く話してくださいとか、口をもうちょっとマイクに近づけて話してくださいという注意をしていただいたことが数回あったんですけど、なかなか最後まで直らなかったという印象でした。

(検察官)

検察官からお尋ねですが、裁判では被告人に対して直接いろいろな質問がなされて、被告人がどんな人生を送ってきたのかとか、どんなことを考えて犯行に及んだのかとか、あと、実際にどんなふうに犯行を実行したのか、犯行に及んだ後はどうしたのかなどを確認されたと思えます。皆様はそれぞれ別の事件を担当され

ましたが、その中で複雑な事件を担当なさった方の場合には、被告人質問が長時間になって負担感があつたとか、結局大事なところの分かりやすさが失われてしまったとかいうことがあつたかもしれないんですが、例えば、被告人がどんな人生を送ってきたのかという周辺のことに関しては、直接聞かなくても、事前に簡潔にまとめられた供述調書などの書類を読むことにするやり方はどうなんだろう、というお尋ねです。大事なところは直接聞いて、周辺のところは書類でまかなうというミックスの手法が採用されれば、皆様の負担軽減につながり、大事なところにより集中していただけることが期待できるのではないかと考えておりますので、そのような手法について、皆様のご経験に照らしてご意見をお聞かせ願いたいと思っております。

(司会者)

5番の方、検察官から質問が出ましたがいかがでしょうか。

(裁判員経験者5)

大事な部分に関しては、本人に直接質問して本人から答えてもらうというのがやはり一番だと思います。ただ、その周辺の部分というのは、ちょっと判断が難しい、しよっちゅう出てるんだとするとそれが大事なものなのか周辺のものなのか、ちょっと判断できないのではないかと考えていますので、今の質問に関しては何とも言えないところで

(司会者)

ありがとうございました。2番の方が担当された事件というのは、事件までのいきさつがあつた事件だったでしょうか。被告人本人から話を聞いたかと思いますが、検察官の立場から、書類と被告人本人の話を、事案によってはミックスのやり方があつてもいいのではないかという意見がありました。いかがでしょうか。

(裁判員経験者2)

私が参加させていただいた事件に関しては、弁護人も検察官も質問をしていたときに、なかなかすらすら出てくるような被告人ではなかったというのもあつて、この質問に対して、この答えで合っているのかなと、ちょっと疑問に思ってしまうようなところもあつたような気がする。今話にあつた紙と実際自分が聞いているというミックスの手法は、私は、あつてもいいんじゃないかなと思つた。実際素人ですのでどこが大事かという判断はできないんですが、ある程度検察官や弁護人に道筋をつけてもらつてもいいのかななんて思つた。今お話しがあつたみたいにミックスのタイプですと、先入観じゃないのですが、被告人の口から聞くから

ちょっと大事なのかなとか、紙があるからこれは補足的に考えていいところなんだなというふうに自分の中である程度判断、線引きができるようになるのではないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

(裁判員経験者3)

やはりミックス的な処理というのは必要かなと。私今回参加した事件に関しては、とても被告人から、いろんな過去の話など聞けるような状態ではないような感じでした。自分の過去をその場で話すことができないような状況でした。過去の自分の生い立ち、小さいころからの人生というのと、今回の事件を直接結び付けるわけにはいかないのですが、ただ、何かしら自分の家庭環境というのも今回の事件の一端にはなったのかなとは思っておりました。ただ、やはりその場で証拠の理解を深めるというのはかなり難しい状態でもありましたので、ミックスをやっていたら私たちが理解することにおいても、よかったなというふうにも思っております。

イ 証人尋問（被告人質問）自体の分かりやすさ

(司会者)

ありがとうございました。では次の話題に行きたいと思いますが、証人尋問なり被告人質問自体の内容がどうだったかという点についてお伺いしたいと思います。3番の方の事件は、責任能力が問題となっております、意見の異なる医師2名の証人尋問を行ったかと思えます。その証人尋問を聞いていて意見の違いが分かったかという点であるとか、あるいは尋問を聞く前に、こういう情報がこういう段階であればもっと理解しやすかったのではないかなとか、何かそのあたりについて、ご意見があれば教えていただけますでしょうか。

(裁判員経験者3)

最初に裁判長から、今回の事件はいろんな争点があるということがありまして、殺意があったのか、それから責任能力があったのか、とかいうように、一つ一つ整理を図っていったのが、非常に良かったなと思っております。また、お医者さん2名の証人尋問に関しても、プレゼンで、そこが私一番良く理解できたなと、理論的に説明がなされて、両先生方とも、非常に私としては、責任能力に関しては理解することができました。

(司会者)

更に尋問の際の工夫であるとか、こんなのがあれば更に一層理解が深まったという何か、そういう点というのはありますでしょうか。

(裁判員経験者 3)

検察側の先生の説明が、非常に私には良く理解することができました。それに対して弁護側の先生の説明は、同じように説明しているのですが、どうも、難しいのかな、被告人を弁護するにしてもちょっと理解が、これだと私としてはなかなか理解できないなというのありました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方にお伺いいたしますが、基本的には証人尋問あるいは被告人質問は検察官か弁護人が質問してご本人に答えてもらうというスタイルになるのですが、お聞きになっていて当事者の質問の意図が十分理解できたかどうか、もし若干ちょっと苦労した点があるとしたら、こういう質問の仕方をしてもらえばより分かりやすかったという点についてご意見があればお願いします。

(裁判員経験者 4)

大体自分の思っているようなことは質問としてあったと思います。ただ、その場で、その場でじゃなくてもですけど、こっちから何かというようなことを別に質問できるような機会というか、そういうのがあればなおよいかなど。

(司会者)

今おっしゃったのは、裁判員の方が直接聞くのではなくて、先ほどの質問の意図は何でしたかと確認する機会があればという、そういう意味ですか。裁判員の方が質問する機会があったかと思うのですが、それ以外にも何か検察官や弁護人の質問の意図を確認する機会が与えられれば良かったなということですか。

(裁判員経験者 4)

そうですね、そのときには思わなかったんですけど、後になって、具体的には今ちょっと思い出せないんですけど、あのときどうだったのかなと思うことが自分の中で一つありました。ただ具体的にはそれが、どこで何がというところまでは出てこないんですけど。ただ、そこは・・・。

(司会者)

少なくとも尋問なりを聞いているときに、質問の意図が明確になるような質問の仕方をすれば、よりリアルタイムで理解もできたかなという印象があるのでしょうか。

(裁判員経験者 4)

そうですね。はい。

(司会者)

1 番の方にお聞きします。証人尋問や被告人質問について、こういう質問の仕方をしてくれれば質問者の意図が分かったなとか感想があればお話しいただけますか。

(裁判員経験者 1)

大分前のことになるので思い出すのもあれですけど、まず質問されて被告人が答えているのを、こういう質問に対してはこのように答えたというのを、最初こちらの方でメモの取り方が分からなかったんですね。メモを取る必要がないかもしれないんですけど、その答えたのをメモをしておかないと、その後それがどうだったのかなと自分の中で消化できなかつたものですから、最初質問の仕方云々よりも、どういうふうに自分の中で消化しようかなとちょっと悩んだ記憶があります。そのあと、メモの取り方を確認しまして、ある程度こういうふうなことなんだということが分かったので、質問の仕方に問題があったかどうかという記憶はないんですけど、自分の消化の仕方にちょっと時間がかかったかなという記憶はあります。

(司会者)

証人尋問なり被告人質問について、我々の経験からのアドバイスのようなものもあつたほうが良かったんですかね。

(裁判員経験者 1)

そうですね。でも質問の仕方が分かりにくかったとかそういうはありませんでした。ただ、自分の中でどういうふうに理解していくかということでした。

ウ 写真等による精神的負担

(司会者)

ありがとうございました。2 番の方、3 番の方の事件は殺人事件でありまして、3 番の方の事件については殺意を争ってもしましたが、被害者の方の負傷状況についてはイラスト図を取り調べました。この点裁判所の考え方について、林裁判官から補足させていただきます。

(裁判官)

今回の事件の中には、被害者の方が死亡した事案もありますが、結果的には、すべての事件で遺体写真等については、証拠として取り調べておりません。

もちろん、刑事裁判においては有罪か無罪かを判断したり、適切な量刑をするために必要な証拠を取り調べるのは当然です。しかしながら、遺体写真等の心理的影響の

大きい証拠については、裁判員の皆様とお話ししても、不安に感じている方が多いように感じておりました、精神的な負担となることは否定できないと思います。また、実際にも、被告人が事実を認めている事件等では、これまでの経験上、イラストや図といった代替手段であっても、裁判員の皆さまは、犯行態様がどのようなものであったか、量刑判断の際に犯行の危険性や被害者の受けた苦痛がどの程度のものかといった点を適切に判断することに支障はないと感じております。そういった点で、今回の事件につきましては、公判前整理手続における争点整理の結果を踏まえまして、遺体写真等を直接取り調べる必要性まではないと判断しまして、亡くなられた被害者の状況についてはイラストで代替し、凄惨な現場状況が予想される事件においては、現場見取図で代替するという判断をいたしました。そういう形で直接遺体写真などは調べなかったんですけども、そのために判断が難しかったとか良く分からなかったとかそういう影響はなかったかという点を可能であればお聞きしたいと思っています。

(司会者)

3番の方、いかがでしょうか。

(裁判員経験者3)

今回、イラストとか、菜切り包丁の現物とか、白黒の写真でしたが、それで十分判断はできたなと思っています。ただ、いろんなサポートの点でこういう写真をこれから見せます、この写真です、というのがあっても、正直、何日かは自分の心の中にあることはありました。ですが、やはり実際裁判が行われれば、ああいった写真やイラストで、裁判の証拠書類としては十分だとは思っております。そのほかに実際遺体ではないのですが、被告人が着てた服だとかいうものは直接見ることもできましたし、部屋の写真とか、そういうもので資料としては十分でした。

(司会者)

2番の方、同じ質問ですがいかがでしょうか。

(裁判員経験者2)

イラストの記憶があるんですけども、イラストに加えて言葉での説明がありましたので、実際に写真でなくても、イラストプラス検察官や弁護人の方のお話があったので、具体的なイメージといいますか、イラストだけでも十分判断材料になりましたし、私的には十分だったと思います。ただ、イラストが簡単すぎる、輪郭だけだったような気がするので、それだとちょっとリアリティじゃないんですけども、簡単に手書きしたような人の形をしたイラストみたいな印象があったので、写真のように細かくはなくとも、もう少しこう、人であることが分かるといいますか、も

うちちょっと詳しいイラストでも良かったかなと私的には思いました。

(3) 論告, 弁論について

(司会者)

ありがとうございました。では次に、論告弁論という審理の最後に検察官と弁護人がそれぞれの最終意見を述べる、その点についてご意見をいただきたいと思います。1番の方がご担当された事件については、弁護人は執行猶予付き判決を求めていたかと思いますが、検察官の論告を聞いた上で、さてこれから評議とって、いろいろ話し合いをして、結論を決める上でこの点をしっかり考えていかなきゃいけないなという、そういう点について、ご自分なりに考えたことはありましたでしょうか。

(裁判員経験者1)

まず弁護人の方の説明が、長い文章だったのでちょっと分かりにくかったなという印象があります。その点検察側の方は箇条書きというかそういう感じで提示していただいたので、最終的なところの判断をするのに理解ができたなというふうに思います。それとまずこの裁判員裁判にあたって、素人として、まず被告人の判決をするというふうな思いだったんですね。で、最終的な求刑の段階になると、被害者はもとより被告人の人権も守って判断をしなくちゃいけないんだなというのを、最終的に量刑を決めるときには一番感じたことでした。もう最初の段階では、人を殺したんだから悪人というふうな扱いのイメージというか頭で裁判に臨んだんですけど、最終的に弁論していただいたり、いろんな人の意見を聞いたりして、量刑を決める時点になると、やはり私がかかわった事件は家族内の事件だったので、なかなか判断するのも難しかったなと思うのと、一番やはり、この人悪いという決めつけだけではないんだなと思いました。

(司会者)

弁護人の主張をしっかり踏まえて判断しなければいけないということを弁論を聞いて改めて強く思ったということですね。弁護人側の弁論の書面を見ますと事件を起こすまでのいきさつをしっかり考えてくださいというような主張が書かれているかと思うんですが、そういう点についても十分伝わりましたでしょうか。

(裁判員経験者1)

先ほど両方で出すというふうな話がありましたけど、やはり人生の隠れた部分というものの影響というのは、私たちが判断する上で必要だと思うので、生まれたときからどうのこうのということではないと思うのですが、やはりその被告人が

歩んできた道のりというのはある程度詳しく分かった方が、判断するにも材料としてもものすごく影響してくるという感じは受けました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方が担当された事件については、確か弁護人の弁論はある程度時間をかけて行われていたと思いますが、何かそれについて情報量とか時間とかについてご意見があれば教えていただけますでしょうか。

(裁判員経験者2)

資料をいただいたような気がするんですが、それを弁護人の方が読み上げてお話しされていたと思うんですけども、ちょっと私的に感じたところでは、裁判員が置き去りにされているような気もしまして。資料を一生懸命読まれていたような気がするんですけども、ずーと、ズラズラズラと読み上げるだけではなくて、裁判員の理解がどの程度進んでいるのかとかちゃんと聞き取れているのかとかを適宜確認していただきながらやっていただいた方がこちらとしては、話を目で追うにしても理解しながら聞きながら、事件を理解していこうという気持ちになると思うので、確かにすごく難しい専門用語とかいろんな言葉とか出てきて大変だったんですけども、もう少し裁判員の方を気にかけていただきながら読んでいただけると、もうちょっと深く理解できたんじゃないかなと個人的には思います。

(司会者)

ありがとうございました。今のお話に関して検察官や弁護人の立場で何かありますか。

(弁護士)

例えば弁護人側だとすると弁論要旨というのを最終的に読み上げたり説明した後、お渡しすると思うんですが、それを後で読み返す機会とかはあるんでしょうか。というのは、書面をお渡しして、それが役立っているかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思っているのですが。

(司会者)

私の方から一般的なものについて言いますと、読み返す時間を特別に設けているわけではありません。必要に応じて弁護人の意見はどうだったかなということ皆で一緒に確認したりすることは一般的にはあるかと思います。

(弁護士)

実際後で見たりして役立ったなという感想があるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

(司会者)

5番の方いかがでしょうか。

(裁判員経験者5)

パワーポイントで7, 8枚くらいだったんですよね。当然パワーポイントでの説明ですから、検察官の冒頭陳述はA4で1枚にまとまっていたんですが、弁論要旨の方はパワーポイントでいただいたものですから、パワーポイントに3行くらい書いてあるような感じだったという記憶でした。それで、分かりやすいといえば分かりやすいんですが、もうちょっとポイントを追ってあってもよかったのかなという感じは受けました。

(弁護士)

パワーポイント用紙ではなくて、文章としてちゃんとした方が良かったのか、あるいはやはり要点を押さえてあるものの方が良かったのか、どうでしょうか。

(裁判員経験者5)

私は要点を押さえていただいて、パワーポイントのものをもうちょっとこう、整理してもらった方が良かったなという感じです。

3 裁判に参加するに当たっての負担（参加すること自体、守秘義務など）

(司会者)

ありがとうございます。では審理の話についてはこの辺りにいたしまして、冒頭の私の挨拶でも申し上げましたとおり、国民の皆さまが安心して参加していただけるように、裁判所としても或いは検察官や弁護人としても、それぞれの立場からいろんな工夫はしているところであります。その点について、若干林裁判官の方から説明をさせていただきます。

(裁判官)

国民の皆さまから幅広く裁判員裁判に参加していただくためには、裁判所としても参加に伴う様々な負担の軽減策を考えております。

まず、1つ目は、選任手続期日と第1回公判期日を分けるという運用をしております。これまでは、午前中に選任手続を行い、午後から審理を行うという方法をとっておりました。これは拘束日数をできるだけ減らそうとの考えからです。しかしながら、選任されたその日の午後から審理を行うとすると、仕事や家庭での段取りがつかず負担が大きいという意見もありました。そこで、現在は、このような形をとっておりますが、拘束日数がやや増えてしまい、選ばれた以上はできるだけ早目に審理を入れて拘束日数を減らす方がよいという考え方もあるかとも思います。

次に、2つ目として、守秘義務に関する説明です。裁判員の皆さまが感じる負担の中には、守秘義務の範囲が分かりにくい点を挙げる意見もありました。そこで、現在は、担当裁判官において、守秘義務の対象となる事項について具体的に説明するよう心掛けております。一般的には、その日の審理や評議が終わって解散をする前に、担当裁判官から、この日の手続のうち、守秘義務の対象になる事項についてできるだけ具体的に説明するという形をとらせていただきました。話していいことと駄目なことが分かりにくかったとか、ちょっとよく分からなかった、或いは逆に、こういう点で分かったとか、そういった感想があれば、お聞きしたいと思います。

(司会者)

裁判官の今の話を踏まえて、国民の皆様が裁判員裁判に参加するにあたって負担に思っている点はどの辺りと思うかとか、或いはそれを解消するためにはどういう方策をとった方がいいんじゃないかとか、そういう点について何かあればお伺いしたいと思います。4番の方いかがでしょうか。

(裁判員経験者4)

自分の場合ですと拘束日数というものはさほど苦にならないので、心の準備という点を含めて、分けてもらって自分は良かったと思います。守秘義務に関しても、帰る直前に話してくれるので大体は理解できていたとは思っています。で、もしわからないことがあれば、そこは黙っていようと思っていました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方いかがでしょうか。

(裁判員経験者3)

期日の点ですが、やはり別に分けていただいた方がよいと思います。私は、最初くじをやって、それから裁判ということで2週間拘束があったのですが、もちろん、会社の方に行って、総務に話をしてその2週間の時間をもらって裁判に臨むことができましたので、すぐさまでなくて、参加した後から、会社に戻ってから、そんなには休めないというときついですので、そこは分けていただいた方がよいのかなと思っております。それから、守秘義務に関しても今おっしゃったように、夕方、これは話してもよい、これは守秘義務というふうに、裁判官からそういった説明がありましたので、非常に分かりやすかったです。

(司会者)

追加の質問なのですが、守秘義務、あるいは日程の点以外にこういう点をもう少し改善すれば、みなさんがより参加しやすくなるのではないかということで、何か

思い当たる点はありますでしょうか。

(裁判員経験者 3)

私が一番思ったのは、最初、裁判員裁判に参加しても2週間も拘束というのはないと思っていました。資料をもらっていろいろ調べたところ3日4日というところがあったのでそのぐらいかなと思っていたら、今回の裁判は責任能力も関係あるので最初1週間の審理、翌週は評議があるので2週間、ですからそれだけかかるとなると、誰でもがそれに参加するということは非常に難しいところもあるのかなと思っております。かかるものはかかるとしても、くじで選ばれて、皆さんその条件に当てはまるかというとなかなか難しいところもあると思います。守秘義務に関しては、守ればいい話ですので、その点が少し気になるところです。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方いかがでしょうか。

(裁判員経験者 5)

私の場合は月曜日に選任され、火曜日からの審理、金曜日が判決だったんですけど、そういう意味では、分かれていた方が良いのかなという感じがします。事前に、50日前でしょうか、案内が来るのが。その案内に何日から何日と書いてあるものですから、その辺が分かって参加できたのが良かったのかなと、当然会社の方にも、抽選で当たった場合は休みになりますよという話をしていたものですから、それはスムーズに、ただ会社の方としては、当たらないだろうと思っていたみたいですが、休ませてもらって専念できたという感じです。あと、会社っていうか周囲に分からないのが、時間中ずっと拘束されていると思っている人がいっぱいいるみたいです。夜自宅に帰れないとか。裁判員になると、守秘義務があって、ずっと泊りというか、その期間ずっと裁判所にいるのかなんて後で質問されたということがありました。そんなことないよと言ったんですが。守秘義務に関しましては、そんなに難しくないといたらおかしいですけど、誰がどう言ったとか、どこの誰がいたとか、被告人などのプライバシーに関するところだと思っていますので、裁判の中身に出てきたことは当然、新聞記者の方とか、そういった方もいらっしゃるんで、それを判決が何日なんていうのは、当然公になっているわけですから、問題ないのかなと思っています。

4 今後裁判員になる方へのメッセージ

(司会者)

ありがとうございました。それでは最後の質問ということになるんですけども、

皆様裁判員あるいは補充裁判員としてご経験をされて、今後裁判員になる方へのメッセージがあれば伺いしたいと思います。例えば、裁判員をやった良かったと思えることはあったか、あるとすればどんなことか、裁判員を再度やってみたいと思うか、もしそう思うのであれば、こういう点がよかったからやってみたいとか、そういう観点で、今後裁判員になる方へのメッセージを頂戴できれば幸いです。皆さんから伺いしたいと思います。では1番の方からお願いします。

(裁判員経験者1)

補充裁判員をしてから2か所、ある会において、参加した感想を30分くらいずつ話しました。裁判員制度が始まったころは、裁判員になったことも内緒にしておけというような世間のお話だったので、話していいのかどうかということも最初思っていたんですけども、終わった時点でこういうふうな裁判員の制度ですよというのを皆さんに周知してくださいというようなお話だったので、話させていただいた結果、まず手続について、どういうふうな形で選任されるかというのはほとんど周知されていなかったんです。それから、同じように裁判員を経験した者同士で、1番さん2番さん3番さんと裁判が終わるまで番号で呼ばれるというのがすごく苦痛だった、評議室でも番号で呼ばれる、という話をした経験もあります。そこらへんはそういうシステムなのでいいのですが、そういう感想をもっている経験者もいるという話です。それで、時間が許して経験できるのであれば、尻込みをしないで経験していただいた方がいいかなと思うんですけど、若い方ですと、人生経験がない方が裁判員に選ばれた場合、ほとんど意見を言わないで、時間中拘束されて終わっているというような情報もあったようですので、その点どうなのかなと、ここには若い方もいらっしゃるの、一概には言えない、その人その人だとは思いますが、そういったところで、どうなのかという思いもしたところでした。

(司会者)

ありがとうございました。今日は1番さんとお呼びしていますが、大丈夫ですか。

(裁判員経験者1)

はい。

(司会者)

それでは2番の方どうぞ。

(裁判員経験者2)

私自身参加させていただいて、参加していた当時は、とにかく必死で、あと緊張していて、とにかく必死でした。ただ終わってみると、終わった直後なんかはもう

ちょっと、こういうふうには言えよ良かったとか、私こんなふうには思っていたのに、ああ言えよ良かったこうすれば良かったと後悔もあつたりしましたので、もしまた機会があれば是非参加してみたいなとも思っていました。今1番の方からお話があつたのですが、たまたま私が参加した事件のときにも多分私が一番若かつたと思うんですが、なかなかこう、抽選なので若い方が必ず選ばれるわけではないと思うんですが、やはり若い方が選ばれたら是非参加してほしいなというふうには思っていますし、自分自身参加してすごく良かったなと思ひました。職場なんかでは、大変だつたでしょうなどとマイナス面でのねぎらいの言葉なんかも多かつたんですが、落ち着いてみると、すごくいい経験になつたと思ひますし、若い方には是非選ばれたら、とりあえず参加してみしてほしいなと思ひます。選任手続かその前に書類が送られてきた段階で、裁判員を辞退することができる項目の中に、以前経験したことがあるという項目も入つていたと思ひますので、1回経験してみてもやはり自分には合わなかつたということであれば、また同じような通知が来たときには断るチャンスもあるということで、選ばれた場合には是非参加してほしいなと思ひています。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方お願いいたします。

(裁判員経験者3)

裁判というのは、検察官、弁護士、それから裁判官など法律の専門家が決めるというふうには思っていたのですが、裁判員制度の通知が来たときに、なぜこういう制度があるのかなとネットで調べてみました。やはり刑事裁判に直接国民がかかわる制度で、国民が司法への理解を深める上では、今回私が参加させていただいて非常によい経験をさせていただいて思ひしております。これは参加して初めて思ふものであつて、そうでない方は、もちろん温度差は非常にあります。裁判員制度なんて選ばれるはずがないというふうには、皆さん思ひますが、これらの貴重な経験により、より一層司法への理解を深めていただきたいと思ひしております。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方お願いいたします。

(裁判員経験者4)

結論から言ひますと裁判員をやつてすごく良かったと思ひてます。自分の周りで聞いてみると、やりたくないっていう人が自分以外ほとんどです。自分は、やつてみたいと思ひていたんですが、やはり、やつてみて考え方とか、人の人生を左右

するかもしれない判断をしなければいけない、だけれどやはりやってよかったと思っています。自分の周りにも、もしそういうチャンスがあったら是非やってみてと言ってます。実際裁判はすごい難しい印象があるんですけど、まあ裁判官、検察官、弁護士、みんな素人とということを踏まえて分かりやすく説明してくれるんで、そういう点の不安というのは実際やってみて全然なかったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方お願いいたします。

(裁判員経験者5)

私も参加して、おかげさまで視界が広がったと言ったらおかしいですけど、裁判所に来る機会ってほとんどないわけですね。あと弁護士の方とか検察官の方とお話しするとか、どういった考えでやっているんだというのも全然分からなくて参加させていただいて、そういった部分では非常に視界が広がったのかなというふうに思っています。また、裁判のとき、被告人の生い立ちの話とかそういったのが出てきまして、そういったところまで判決の中でやってるんだなというのが非常に分かったということです。また是非参加させていただきたいなという気持ちが一つと、あともう一つは私が参加することによって誰かが参加する機会を奪ってしまう、いろんな人からこの機会を体験してもらいたいと言ったらおかしいんですが、そういった気持ちが今現在半分半分です。もう一回来たときはもう一度、その辺は考えてみたいなと思っています。

(司会者)

みなさんどうもありがとうございました。

5 報道機関からの質問

(さくらんぼテレビ(幹事社))

裁判員裁判について、皆さんやってよかったと感想を述べられていますが、去年初めて裁判員裁判の死刑判決で刑が執行されました。そういう責任を負う立場なのですが、実際そういうケースがあったとして、今までの裁判員裁判のイメージと何か変わった点がありますか。

(裁判員経験者1)

特に変わった点は感じなかったです。

(裁判員経験者2)

先ほど感想の方で、もしまた機会があればやってみたいと言ったんですが、一度経験してどういったものかというのを少なからず評価できたのかなと思っている

ところだったので、だからこそ自分が経験したこういった貴重な機会というのは、もちろん選ばれたからにはいろんな方に参加してほしいなとは思いますが、やはりそれだけ重みのあるものでもありますし、気軽に参加ではないんですが、きっかけとしてはそれでも大丈夫だと思うんですけども、実際参加してみたら自分にはそれだけの責任があるんだということを自覚する、参加するからにはいい加減な気持ちではなくてそれだけの重い責任を負っている、一人の人間としての判断が迫られているんだということを自覚できるのではないかなと思ったところです。自分のその参加した裁判ではそういった最も重い判決は出なかったんですけども、自分にもそういった可能性があったんだなということを記事をみて感じたことを覚えていきます。

(裁判員経験者 3)

死刑判決が出たからといってイメージとしては私は変わりはありません。というのは、むしろ私はこういった裁判員裁判に参加しておりましたから、審理が終わった段階で、評議を毎日毎日裁判長、裁判官の方々と重ねた結果出した結論ですので、死刑判決というのも、その中で評議した中身ですのでそれだけの重い刑が科されたとは思っております。ですから私は前回参加したときも、いろんな意見が出ましたけど、そしてその結果というふうなこともありましたから、今回のこういう死刑が執行されたといっても、自分としてはイメージが変わったということではございません。むしろ自分が意見を言って被告人の人生が変わるということもあるかもしれませんが、それはそれでそういう意見を述べさせていただくのは良かったとは思っております。

(裁判員経験者 4)

自分の中でも特に変わったというところはありません。事件の大小っていうのもあるかもしれませんが、精一杯意見をやり取りして出した答えですので、もしそれを後悔するんであれば逆にそれほど真剣じゃなかったんじゃないかっていうふうに捉えます。

(裁判員経験者 5)

裁判員裁判そのものが重い事件というか刑事事件ですよね。殺人とか放火とか重大な事件ですので、たまたま私が担当したのが執行猶予という形だったんですけども、それがもし仮に死刑判決が出るんだとしても変わらないと思います。

(さくらんぼテレビ (幹事社))

2点目の質問ですが、裁判員裁判について、やってみて苦労した点、負担だった

など感じた点というのは何かありましたでしょうか。

(裁判員経験者 1)

何しろ初めて経験するので、時間的なものとか分からないで参加するので非常に神経が高ぶったのと、体力的に、慣れるまで1日目は大変だったと思います。体力はあるほうだなと思ったんですけども1日目終わったときに階段でこけるくらい疲れましたので、大分体力的には大変だなという感じです。

(裁判員経験者 2)

私の場合は、たまたま自分が担当していた仕事の関係でちょっと大変だったなと思うところがあったんですけども、何とか上司の理解も得られて休みをとることが出来たので、実際参加している期間は大丈夫だったのですが、終わってみると、2週間近く飛び飛びとは言えお休みをしていたことになりましたので、職場に戻ってから仕事が溜まっていたという程度なんですけど、仕事との兼ね合いが難しかったなと思います。私の場合はずっと連続して裁判があったわけではなくて、たしか2日くらい裁判自体がお休みの日がありましたので、そのときに職場に行ってお仕事をこなして何とか調整ができたので、大丈夫だったんですけども、裁判自体は参加していて大変だったと思うことは特になかったです。

(裁判員経験者 3)

裁判自体は審理から始まって部屋に戻ってきて、裁判所職員、それから裁判官の方から休憩時間とかお昼休みとか、裁判とは別の話をさせてもらって、で、精神的に少しリラックスするような形になって、裁判に関しては十分フォローしていただいたなと思っております。かなり気構えたところもあったんですけど、それを解きほぐすような形で持って行ってくれたので、非常にその点は良かったなというふうに思っております。

(裁判員経験者 4)

私は農業なので、日程は苦勞する部分はありませんでした。初めてのことなので、やってみたいとは思っていた反面、かなり緊張したことを覚えています。初日終わって家に帰る途中にすごくお腹が減った記憶があります。頭を使うとお腹が減るとすごく分かりました。

(裁判員経験者 5)

私の場合は月曜日から金曜日までの連続だったんですけど、日程的には別に問題なかったんですけど、そんなに大変だという記憶もなかったです。というのは、やはり裁判長はじめ裁判所の職員の方なんかも先ほどもちょっとお話しましたが

いろいろ気を遣ってくれて、リラックスしたということもありまして、そんな大変なことはなかったです。ただ、先ほどの2番の方と同じで、そのあと会社に出社したときにやはり仕事が溜まってて、それを消化するのがちょっと、そんなに大変だというわけではないんですけど、そういったところがちょっとあったということです。

(さくらんぼテレビ (幹事社))

最後なんですけど、また皆さんにお聞きしたいんですが、裁判員になりたがる人が少ないというんですが、皆さんがどうやったら裁判員になりたいという気持ちになれるのか、アドバイスというもの、経験者なればこそ、最初は嫌だなと思っていたけど、実際やってみてこういうことが身になってよかったので参加してほしいとか、何々なので参加して良かった、という何か具体的なものを一つあげていただけますでしょうか。

(裁判員経験者1)

周囲に話す機会がありましたので、そこでいろいろお話をさせていただいた中では、どうせ裁判員なんていっても結論は裁判官が決めるんだから裁判員なんて関係ないでしょというのがほとんどの人の意見でした。そんな中で、いやいやこういうように私の意見を聞いたのがいろいろ反映されるんですよというような、新聞に載っているのは守秘義務でないので、その辺の説明をしながらお話させていただいた結果、なるほどと理解された方が多かったかなという感じでした。なので、最初はやはりその人の人生を決めるんじゃないかというようなリスクがあったので、なかなか例えば、私の意見で、この人、極端な話だと死刑になるかもしれないし、20年の刑になるかもしれないというふうなことを考えると、とって1日目の夜なんかは眠られないような感じもしたんですけども、そういったことではないんだよということはある程度こういうスタンスで説明した結果、皆さん、ああなるほどな、それだったら、経験できるんだったら経験してみたいなっていう方が最終的には多かったので、理解していただければ参加していただけるんじゃないかなと思っています。

(裁判員経験者2)

私は、この制度が始まったときからちょっと興味を持っていたものですから、私の場合は選ばれてとても良かったなと思っているところなんですけれども、自分の周りを見てみますと、特に若い方なんかはマイナスイメージしか持っていない方が多いと思います。参加してみて、報道されている事件とかみるといろいろ考えられ

るようにはなりました。今までは記事で読んだり映像で見てただ終わりだったんですけど、自分が裁判員裁判に参加することによって、更にその裏側にある、どういった経緯がそこにあったのか自分なりに考えられるようになりまして、これから生きていく上でいろんな考え方が身についたなと思います。年齢も職業も性別もばらばらな方と一つの事件に関して一生懸命話合いをして意見を重ねてなんていう経験はなかなか若いときにする機会がないと思うので、そういった経験を経ることによって今後の人生にプラスになったなと思います。こういったことを言ってもなかなか若い方って自分の身に置き換えて考えることって難しいと思うんですけども、こういった意見交換会みたいなのを開いていただいて意見を述べることができたので、そういったことをもっと裁判員裁判に参加した後もこういったものがあるから、自分の経験したことを言える場があるんだよということをもっと広めていって、ちょっとマイナスイメージを抱いたままになってしまっている方もこういった意見の場があるから自分の思いを述べる事が出来るんだよということを世間にアピールしていけたら、少しは裁判員に興味を持っていただける方が増えるのではないかなと個人的には思いました。

(裁判員経験者 3)

裁判長から裁判員制度に理解を示す国民が減ってきたという話がありましたけど、私は、ほかの人と裁判員に参加した件で話をしたことがあるんですけども、できれば参加してみたい、機会あれば参加してみたいという声も聞こえてきました。ただ、選ばれるわけですから、なかなかやりたくてもやれないという風にも感じています。報道でもいろんな事件があって、ただ、被告人の方がどうしても刑が軽く、世間一般には思われて、ですから被害者の家族の方が訴えるというのがよくありますよね。私も今まではそうでした。なぜこのような残酷な事件があっても、このような刑で終わってしまうのかというふうな考えでした。でも今回参加してみて、審理から始まって評議、この段階でこういうふうに決まるというのが、私も理解しましたし、やはりこれから国民の皆さんが司法、裁判の理解をしていただいて、こういうふうな判決になるんだというふうな理解を深めてもらうためには是非参加していただきたいなというふうに思っております。

(裁判員経験者 4)

なかなか参加してもらうのは難しいと思うんですけど、自分が裁判員を経験して、それを周囲に話すことによって、やってもいいかなと思う人が一人でした。なかなか難しいとは思いますが、経験者から直接話を聞くというのは、やはり少し

変わる部分があるのかなとは思っています。

(裁判員経験者5)

参加したくないという人は、多分面倒くさいとか、関わり合いになりたくないとか、夜帰れないんじゃないかとか、裁判というと1か月2か月かかると思っている人がほとんどみたいな感じなんですね。裁判員裁判だと平均で4日くらいですが、そういったことがやはり普通の人には分からないということがあるものですから、そういったところをもっと広めていく必要があるのではないかと。で、私も勉強になったのが、検察官の方が風呂敷持ってきてるんですね。テレビドラマと同じような感じで風呂敷をこう開いて。そういったものっていうのは経験してみないと分からないなど。あと裁判官席というのでしょうか、あそこに座るなんてことはまず経験できないわけですので、そういったところも含めて、司法が理解できたということもありますし、良かったなと思っております。

(意見交換会終了)